

決算特別委員会会議録

日時 平成20年11月10日(月) 開会時間 午前10時05分
閉会時間 午前11時20分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 保延 実
副委員長 渡辺 英機
委員 前島 茂松 深沢登志夫 土屋 直 中村 正則
高野 剛 望月 清賢 石井 脩徳 堀内 富久
竹越 久高 木村富貴子 樋口 雄一 中込 博文
白壁 賢一 安本 美紀 仁ノ平尚子 土橋 亨

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

企画部長 輿石 和正 県民室長 小林 勝己 企画部理事 中澤 正徳
企画部理事 笠井 一 企画部次長 古屋 博敏
企画部次長(企画課長事務取扱) 安藤 輝雄
企画部次長(リニア交通課長事務取扱) 小林 明 県民室次長 三枝 博
企画部参事 清水 徹 世界遺産推進課長 吉澤 公博
北富士演習場対策課長 小林 隆一 情報政策課長 原間 敏彦
情報産業振興室長 小田切一正 統計調査課長 芦沢 一
県民生活課長 相沢 享 食の安全・食育推進室長 小沢 和茂
生涯学習文化課長 八木 正敏 青少年課長 岩間 康
男女共同参画課長 河野 義彦

商工労働部長 廣瀬 正文 産業立地室長 中楯 幸雄
商工労働部理事 秋山 貴司 商工労働部次長 新津 修
商工労働部次長 高橋 哲朗 産業立地室次長 曾根 哲哉
商工総務課長 飯沼 義治 商業振興金融課長 岩波 輝明
工業振興課長 清水 幹人 労政雇用課長 塩谷 雅秀
職業能力開発課長 佐野 芳彦 産業立地推進課長 中込 雅

観光部長 進藤 一徳 観光部次長 清水 文夫
観光企画課長 山田 幸子 観光振興課長 堀内 久雄
観光資源課長 山下 正人 国際交流課長 窪田 克一

美しい県土づくり推進室長 野田 祥司

会計管理者 新藤 康二 出納局次長(会計課長事務取扱) 窪田 守忠
管理課長 樋口 雅行 工事検査課長 山田 佳男

警察本部長 宮城 直樹 刑事部長 深沢 正和
交通部長 望月 政明 警備部長 三枝 昇 首席監察官 日原 清貴
生活安全部長 皆川 孝 総務室長 戸島 公男

生活安全部参事官 門西 和雄 交通部参事官 深澤 俊樹
総務室会計課長 宮崎 清

監査委員事務局長 桜井 宗 監査委員事務局次長 宇野 哲夫

労働委員会事務局長 有泉 晴廣 労働員会事務局次長 成島 秀栄

議会事務局次長 山本 正文

議題 認第1号 平成19年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第2号 平成19年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の結果 議案については、いずれも認定すべきものと決定した。

審査の概要 新藤会計管理者のあいさつの後、認第1号議案について、企画部、商工労働部、観光部、出納局、警察本部、監査委員事務局、労働委員会事務局及び議会事務局関係の総括審査を行った。

審査終了後、認第1号議案及び認第2号議案の採決をし、午前11時20分に閉会した。

質疑

(財政積立金について)

前島委員

出納局関係につきまして、財政積立金等々について御質問をさせていただきたいと思っております。

基金積立につきましては、私が言うまでもなく、将来の事業目的を達成するために資金を積み立てる、あるいは定額によって固定的に、その利回りを中心として運用資金を活用していく、という2つのあり方というものがあまして、その中で、19年度末の21基金すべての決算を拝見いたしますと、基金の総額の現在高は738億8,000余万円が積み立てられているということでありまして、その中で、19年度の一般会計では、特に支出金の積立金として御承知のように、財政調整基金に約10億数千万円、さらには、土地開発基金に約10億余万円が積み立てておられるわけでありまして、財政環境は非常に厳しい状況の中に立たされておられて、特に20年度の展望を見ますと、アメリカの金融危機に端を發しまして、世界的な不況が訪れる中で、本県の法人税の減収は疑う余地がなく、かなり落ち込んでいることが予想されるわけでありまして、そういう中で、基金の果たす役割というものは非常に大きく、財政調整基金は一般会計に対する対応を将来にわたってどうしていくかということでありまして、基金の状況を見てまいりますと、非常に取り崩しをしておられて、財政調整基金が厳しい環境に立ち至っている状況でございます。そのような状況の中で、類似県と比べると、現在の財政調整基金の残高の状況はどのような位置にあるのか御所見をいただきながら、財政調整基金の対応についての考え方を聞かせてもらいたいと思っております。

窪田出納局次長

基金への財政積立金につきまして、委員が先ほど言いました、738億8,000余万円というものでございますけれども、これは土地などがすべて含まれた金額でございます。いわゆる預金、有価証券等につきましては、19年度末におきまして696億円ということでございます。財政調整基金、県債管理基金、

公共施設整備等事業基金、いわゆる主要三基金と言われるものにつきましては、19年度末、471億3,000万円ということでございまして、前年度から比べますと32億8,000万円程度減少しております。

現在、本年度の予算につきましても、いわゆる主要三基金を130億円取り崩すというような前提のもとに編成しているところでございまして、行政改革大綱に基づきまして、公共事業、県単独公共事業の段階的縮減にも取り組んでおりますし、職員数の削減にも取り組んでいるところであります。この主要三基金の取り崩しにつきましては、おおむね5年程度ぐらいは続くのかなと考えております。

基金の預金等、696億円が全国と比べてどのようになっているかというのは、今、資料の持ち合わせがありませんけれども、非常に厳しいことは厳しいと感じておりますが、すぐにどうなるという切迫した状況ではないと感じております。ただ、財政状況はこのように厳しいわけございまして、基金の積立につきましては、極めて困難な状況であると認識しております。

一方、運用については歳計現金を運用しているわけでございますけれども、主に大口定期、それから譲渡性預金等で運用をしております。歳計現金と基金の運用につきましては、18年度に1億7,300万円という運用益を上げておりますけれども、19年度におきましては、歳計現金が1億4,500万円、基金につきましては3億5,400万円、合計で4億9,967万円余という運用益を上げております。基金の運用益につきましては、それぞれの事業の財源にする、あとは、条例等で決められておりますので、これを積み立てるということになっております。

前年度と比べますと、基金については2億600万円余、それから歳計現金については1億1,900万円余という運用益を上げております。主な要因としては、平成18年7月にゼロ金利政策が解除されまして、金利が上昇しているというのが第一の要因であると考えておりますけれども、出納局におきましても、支払い等の綿密な資金計画をつくりまして、公金の安全な管理に第一の注意を払いながら運用をしております。安全で確実な運用をしていくということでございまして。特に歳計現金については、たとえ少額であろうとも1週間以上の余裕があれば、これを運用していくという方向で努力をしております。

県財政が厳しい折でございますので、今後とも油断をしないで運用益の確保に努めていきたいと考えております。運用益を確保すればするほど、基金に積立ができるということになりますので、努力をしていきたいと考えています。

前島委員

具体的に財政調整基金が前年度末では71億4,000余万円ありましたけれども、これが19年度末では57億余万円と減少している。そういう点で財政運営の厳しさを象徴して、これから支出しているという実態の中で、財政調整基金の趣旨からしたらそれは当然のことだけれども、非常に貧寒な財政調整基金に落ち込んでいるということをご心配しながら、先ほど申し上げましたように、一段と厳しい状況が到来する中で、これらの資金運用が非常に大変ではないかなと思っています。

次に、土地開発基金につきましては、約10億円、一般会計から支出金として出して積み立てておりますが、前年度末は75億余万円、それに対して19年度末は85億3,000余万円となっておりますが、貸付金の20億円につきましては、18年度の貸付金、したがって19年度はこの基金の活用がほとんどなかったと理解をしておるわけでございますが、その総計が85億3,000余万円になっていることの中で、土地開発基金の今日の活用の動向や環境を考えると、85億円というのが適正であるかどうかという点で、私は運用のあり方として思いがあるわけでございますが、これらについての今後の計画的なものが具体的に

あるのかどうかを含めまして、御所見を聞かせていただきたいと思います。

窪田出納局次長

土地開発基金につきましては、利子の積立が3,200万円余、それから利子以外の積立、いわゆる土地開発公社の特別損失処理ということで、米倉山造成地の購入のための必要資金ということで10億円を積み立てております。合計で85億円という数字になっておりますけれども、土地開発基金につきましては、20年4月1日に、米倉山造成地を41億5,400万円余で土地開発公社から購入しました。購入した土地につきましても、土地開発基金として管理するわけでございまして、いわゆる基金の現金は少なくなっているわけでございます。土地開発公社の運営などに関して計画的に処理をしていくという意味で、十分ではないと思いますけれども、綿密な資金計画を立てながら運用をしていけるのではないかと考えております。

前島委員

いま一つ、公共施設整備等事業基金も18年度末が241億2,000余万円あって、19年度末が232億1,000余万円となっているんだけれども、これらにつきましても、公共施設の整備に必要とする将来的な活用資金として基金を積み立てているわけですが、私が今、申し上げてお尋ねをしようと思っているのは、土地開発基金を含めて、これらの大きな基金の活用計画について、やはり検証をしてみる必要があるのではないかと。そして、もっと運用ということについて、活用ということについて、県政全体の中で、今少し検討して、柔軟にこの資金を活用する方法を検討すべきではないかという点について、主に申し上げようとしているところなんですね。そういう点で、土地開発基金、公共施設整備等事業基金等々に積み立てている積立金が適当であるかどうかということをお尋ねしたいところなんだけれども、出納局は管理者で、事業主体は違う部局になっておりますから、なかなか難しい局面もあると思いますけれども、ただ、管理責任者として積立金の活用について、長にかわる出納局の管理責任は法律的にも非常に重いわけでありまして、これらについて機動的に指示をしていくような役割を果たしていくべきではないかということをお尋ねしたいわけですね。その点について、もう一度、まとめのお話をいただきたいと思います。

窪田出納局次長

委員がおっしゃるように、基金の管理ということでは、いわゆる知事の権限に属する部分でございまして、会計管理者の権限の範囲については、基金に属する現金、有価証券の出納及び保管というふうなことに自治法上なっておりますけれども、基金の運用につきましては、おのずから公金でありますので、いろいろな制約があります。出納整理期間中につきましても、指定金融機関に集めて、それから、その出納整理期間が終わった後の運用ということになりますので、どうしても公債費の償還などで制約がございまして、長く運用できても基金につきましては6カ月が最長という状況でございます。

その6カ月の中でどのようにして運用していくかということになりますと、今現在、大口定期やスーパー定期ということになりますし、1年以上基金を使わないようなものにつきましても、基金の所管課の運用方針に基づきまして、元金の確実な確保が見込める国債であるとか、政府保証債というような、いわゆる一般の大口定期などと比べて利率が高いようなものについての運用も、182億円余、行っております。

ただ、基金につきましては、それぞれ果実を運用したり、条例に基づき積み立てる、それから使っていくということになりますので、それぞれの用途、それから期間というものが定められますので、その中での運用ということで、先ほども言いましたように、6カ月が最長ということで、おのずから制約が非常にありま

す。その中でいかに有利に運用益を確保していくかということに出納局としては苦心しているところでございますけれども、その中で19年度、基金につきましては3億5,400万円余ですけれども、運用益を上げたということでございます。

ちなみに、本年度、歳計現金及び基金の運用益で、今現在確保できているのは4億4,000万円余でございます。できるだけその運用を的確に、有利なものを利用して運用益を上げていきたいと考えております。

前島委員

最後に、この基金の管理というのは、非常に制約があって大変だし、また、そうでなければならぬわけですが、もちろん議会の同意を得たりして、基金条例の見直しとか、いろいろな手続が必要だということはよくわかっているわけですが、申し上げたいのは、財政環境が非常に厳しい状況の中で、基金を点検、整備して、できるだけ機動性のあるものに見直し、活用策を含めて検討していくことが必要な時期ではないのかということをもとめて申し上げたいところなんです。それには、当然、基金条例というものを議会にも諮らなくてはならないなど、いろいろな手続がありますけれども、これから財政環境は一段と厳しい時代が想定される中で、必要のところへ基金を活用する方向を検討していく、そのように21基金全体を点検、見直しをしていくことが必要ではないかということをお願いしようとして、今、質問をしているわけでございますので、そういう点にこれから留意をしていただいて、検討してみてほしいということをお願いして、私の質問は終わりたいと思います。

保延委員長

答弁はいいですか。

前島委員

要望です。

(中小企業近代化資金特別会計について)

前島委員

次に、中小企業近代化資金特別会計を拝見させていただきました。歳入調定額142億余万円に対して、収入の未済額が一向に減少していないばかりか、増加をしているゆゆしい事態が続いているということでもあります。目下そういう点で株式会社整理回収機構に委託をして、回収作業に鋭意努力をされているということはよくわかっているわけですが、そのほかの件も含めて、今どのようにこの近代化資金の遅滞回収整理に向かって県は取り組んでいるのかについてお話をいただきたいと思います。

岩波商業振興金融課長

中小企業近代化資金特別会計の収入未済額につきましては、資金をお貸しして破綻した組合等に対する中小企業高度化資金の未償還金が59億1,800万円余になりますけれども、それが主なものでございます。

これらの不良債権につきましては、早期回収、解消を図るために、今年度当初予算で破綻先、それから6月補正予算で破綻懸念先、トータル7団体につきまして債権回収の専門機関であります株式会社整理回収機構に債権の管理回収業務を委託したところでございます。今現在、整理回収機構におきまして、債務者等との回収交渉や法的対応を進めているところでございます。

今後につきましても、できるだけ早期に、できるだけ多くの債権を回収できるように、整理回収機構の専門的なノウハウを活用させていただいて、回収に努めていきたいと考えております。

前島委員

なかなか御苦労の多い仕事だと思っんですね。しかし、きょうもマスコミでも報道されているように、山梨県の県税の滞納率を含めて、こうした資金の回収などについて、決して全国都道府県の中でいい成績ではない位置にいるということに厳肅に執行部は受けとめていかなければいけないのではないかなと思っんですね。

もちろん破産をしてしまったとかいうことの経過の中での引き受けという事業もあるし、また逆に、事業を他にしていながら、なおこういう状態を起こしている企業もあるということの中で、さまざまな事情を我々は漏れ承る中で、県民の側からもやはりそういうことについてきちんとした整理回収、あるいは一般会計で言うならば、いわゆる滞納整理を含めて、毅然とした取り組みが求められている状況にあるのではないかな。本県は特にそういう点では、今朝も、全国都道府県の中で滞納率が42位という、非常に不名誉な報道を受けているわけございまして、これらについて渾身の努力を図るべきだと。それに対して、執行部におかれては、毅然とした回収に対処する姿勢・対応をとってもらいたいと意見を込めて、県民の立場からも意見をさせていただいているのですが、この点について商工労働部長から、その辺の回収についての決意をお話いただきたいと思っんです。

廣瀬商工労働部長

今、前島委員から御指摘をいただきましたように、もともと中小企業そのものの発展と、山梨県経済の振興に資するための制度でございましたけれども、実態が今、それにそぐわない状況になっていることにつきましては、県といたしましても、課長から申し上げましたように、専門機関のノウハウを最大に生かしながら、鋭意解消に努力していきたいと思っんですので、今後ともよろしく御指導お願いしたいと思っんです。

(企業誘致の推進について)

安本委員

商工労働部所管で説明資料の商5ページの企業立地対策費についてお伺いをさせていただきます。

チャレンジ山梨行動計画には、将来の本県の姿、力みなぎる山梨の姿として、次のように記載をされております。「圏央道の全線開通により、関東一円へのアクセスが向上した山梨には、ナノテクノロジーやバイオテクノロジー等の先端技術を有する企業やIT関連産業、研究機関などの立地が進んでいます。太平洋と日本海の貿易の拠点港を結び、東名高速道路や中央自動車道にもアクセスしやすい中部横断自動車道のインターチェンジ周辺には、企業の物流拠点が整備されています。」

こういう山梨の姿を目指して、平成19年度から将来性のある優良企業の誘致、企業の誘致は地域の産業の活性化、税収もありますし、雇用というものもあると思っんですけれども、優良な企業の誘致が重点的に取り組まれていると承知をしております。

主要施策成果説明書の41ページには、企業誘致数の数値目標と現況値がありまして、この委員会でも質問が出ていましたけれども、平成22年度までに50件の目標に対して、平成19年度は20件の立地があったということです。

そこでまずお伺いをしたいのは、この20件について、地域的な傾向とか業種的な内訳がわかりましたら教えていただきたいと思っんです。

中込産業立地推進課長

平成19年度に本県に立地をいたしました20件の地域的な内訳でございまして、富士・東部地域が最も多くて13件。そのうち上野原地区以外の工業団地が12件でございまして。続いて、中北地域に5件、それから峡東地域に2件となっ

ております。

さらに、この企業の業種等についてのお尋ねでございますが、一般機械器具製造業が4件、それから食料品製造業が3件、あと電気機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、化学工業、パルプ・紙加工品製造業がそれぞれ2件、それからプラスチック製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業がそれぞれ1件となっております。

安本委員

それで、本県ではさらに産業集積を進めるために、新たに平成24年度末を目標とする山梨県企業立地基本計画を平成19年度に策定をして、成果目標についても新規立地件数63件という新たな目標を設定して、新規雇用者数とか製造品出荷額等も目標を定めてスタートされていると承知しております。この基本計画には、県の産業集積助成金等の企業立地の支援制度が盛り込まれておりますけれども、その概要と、どのような支援制度を設けられているのか、また、20年度、ここまでの成果になるかと思っておりますけれども、その効果はどうか。その点についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

中込産業立地推進課長

平成19年度に策定いたしました山梨県企業立地基本計画でございますが、ことしの2月に経済産業省から同意をいただいたところでございます。これは県内の28市町村と経済界、それから県が一体となって山梨県に企業誘致をするための基本計画でございますが、この基本計画に基づく支援等につきましてのお尋ねでございますけれども、この基本計画では、集積業種といたしまして、機械電子産業と健康関連産業、この2つの業種を集積業種として基本計画に位置づけております。

この2つの産業の設備投資に対しまして、税の優遇策としましては、国では特別償却措置、これは具体的に機械器具等が15%、あるいは建物が8%という内容ですが、さらに県では不動産取得税の免除、それから市町村では固定資産税の免除が受けられることになっております。税の軽減をした自治体には、財政力指数の縛りがあるわけでございますが、この減収につきましては、普通交付税で補てんがなされることになっております。

さらに、信用保証協会の特別枠保証や、このたび統合しました日本政策金融公庫の低金利特別融資等々が受けられることになっておりまして、企業はこれらの支援策を受けるために、市町村を經由して企業立地計画を県に提出して、承認を受けることが義務づけられております。

これらの支援策を使った、これまでの効果等でございますけれども、10月末現在で県内の17社の企業がこの制度を利用して新規立地や事業拡張等を図っておる状況でございます。

安本委員

10月29日に、平成20年上期の企業立地動向調査の速報が経済産業省から発表されておりました。全国の立地件数を前年同期と比較しますと、9.7%減少という状況の中で、山梨県は13社、前年同期で44%増ということになっております。先ほどの答弁をいただいた中で、17社がこういった制度を使って新規立地をしたということですので、こうした支援策が誘致に有効に機能しているのではないかと私も思いますし、皆さんの頑張りが、思いが通じているのではないかと思います。

ただ、そのような中で私は少し心配をしている点がありまして、それは造成済みの分譲地が少なくなっているという点です。先ほど、平成19年度、企業が立地した件数が20件ということで、13件が富士・東部地域という答弁がありま

したけれども、東部工業団地、上野原工業団地の造成済みのところが、圏央道が開通したということでアクセスが非常によくなって、企業が立地してきたということですが、これらは造成済みだったわけです。

今、「山梨県企業立地ガイド」という企業向けのパンフレットを見ますと、造成済みの団地として掲載されているのは2カ所しかなく、そのほかは企業立地重点促進地域ということで、企業が立地しやすい場所が載せられておりますけれども、これらの企業立地重点促進地域というのは、造成済みの団地に比べて、土地利用上のいろいろなことについてのクリアはできるという見込みは立っている土地だというふうには思いますけれども、用地買収の見込みについてははっきりしていないのではないかと思いますし、ましてやここに電力ですとか用水の関係、それからアクセス道路の関係はどのようにできるのかということも、あまり具体的にない区域ではないかと思います。

このパンフレットを持って企業に山梨県への誘致を要望に行かれたときに、例えば、もし企業からこの重点促進地域のここに進出したいけれども、工場の建設着工までにどれくらい期間が必要か、どれくらい待てばいいですかと聞かれたときには、場所によっても違うのでしょうけれども、どのようにお答えになられるのかお伺いをさせていただきたいと思います。

中込産業立地推進課長

安本委員が今、御指摘のとおり、山梨県の造成済みの工業団地というのは2カ所で7ヘクタールのみとなっております。最近の企業立地の特徴としましては、ここ10年ほど前から見ますと、特に土地の取得から操業まで、大体13.3カ月、約1年ちょっとかかっていたのですが、最近の状況では非常にそれも短縮されまして、非常にスピード化を求められるということで、2004年から2006年2月までは、平均で約8.7カ月という状況でございます。

我々、産業立地室としましては、これらの今の状況を少しでも克服していくために、企業立地基本計画を策定いたしまして、市町村と県が一体となった企業立地を進めていこうということで、現在取り組んでいるわけでございます。ですが、御指摘のとおり、具体的にここを見たいと言われたときに、実は、その部分がつまずきとなっております。それを克服するために、この6月議会で工場用地等を少しでも確保する仕組みをお願いしたところでございます。

これだけ企業の技術革新、あるいは国際競争が激化している中では、やはり企業は自分たちが決めたら、即入居ができ、さらに立地条件の少しでもよい工業用地の確保を目指しているわけでございますので、これからも、先ほど申し上げました、この6月議会で御承認いただいた企業立地基本計画推進事業を使いまして、現在のところ、県内数カ所におきましてこの工場用地の調整を行っておりまして、御承知のとおり、非常に厳しい現在の経済情勢の中ではありますけれども、企業動向をしっかりと見極める中で、市町村と連携して企業にとって魅力的な工業用地の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ぜひ御指導等賜ればと考えております。よろしくお願ひいたします。

安本委員

かつては工業団地の造成については、その土地に対するさまざまな法律の規制をクリアしていくこととか、土地買収等に関する手続、それから税制の問題、工業団地の造成工事、そういったものまでノウハウを持っていたところがありまして、土地開発公社ですけれども、スムーズにできていたと承知しています。そういったところが仕事がなかなかできなくなって、企業がタイムリーに工場を建設したいといっても、本県の場合、なかなか時間がかかるようになっていないかと思えます。ましてや、県が用地を取得するとか、市町村で組合をつく

って用地を取得するということになる、もっと時間がかかるのではないかなと思っています。

こうしたことは、先ほどもおっしゃっていましたが、企業立地に対して造成済みの団地を持っている関東近県と比べて、山梨が非常に不利になっているのではないかと思います。先ほど、上野原では圏央道の開通が契機になって企業立地が進んだということがありましたけれども、中央自動車道についても昭和57年、全線開通をしたときに、国母工業団地ですとか、甲西工業団地の空いていたところが全部埋まったという話も聞いております。

これから山梨の状況を見るのに、中部横断道ですとか、リニアの駅が設置されるとか、これも次の企業誘致の大きな契機になるチャンスだと思っています。もう少し時間があるわけですが、工業団地の場所を決めて、そこを分譲していくというのは、かなりの時間がかかると承知しております。先ほどの重点促進地域もありますけれども、そこはずっと昔から工場適地ということで挙げられておりましたが、なかなか実質的に企業誘致する場所としては困難なところもあって、ずっと残っているのだと思います。中部横断道が全線開通する峡西地域とか峡北地域を選んで、いろいろな開発計画、活性化計画をつくられる中に工業団地も位置づけて、そして知事が企業誘致を提唱されているわけですので、小さい企業ではなくて、ほんとうにインパクトのある大きな企業を誘致できるように、造成済みとまでは言いませんけれども、ある程度めどをついた大きな用地を用意していく必要があるのではないかと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

中込産業立地推進課長

先ほど来の企業立地件数の中で、企業立地動向調査が経済産業省で行われているのですが、山梨県で企業が求めてきた、1社当たりの平均取得面積でありますけれども、平成19年が1.2ヘクタールぐらいと発表されております。それから、今年度、先ほども安本委員が、平成20年上期の企業立地動向調査の13件につきましてお話をされましたが、そちらはちょっと減りまして、1ヘクタールを切るような状況になっております。我々としては、企業がどういう工場用地を求めるかという部分をつぶさに分析をする中で、先ほど申し上げましたように、28市町村から出していただいた重点促進地域の中から、少しでも市町村が工場用地を取得しやすい仕組みをつくりましたので、それを使う中で、そういうものにおこたえできるようなものを考えていきたいと思っております。先ほど、数カ所、既にこの計画が進みつつあるというお話をさせていただきましたが、そういう工場用地が造成できるように、県も市町村と一体となって全力でやるつもりでありますので、ぜひ御理解をお願いいたします。

安本委員

答弁は結構ですが、山梨県への工場建設について、県内外の企業を一生懸命歩いていらっしゃることは承知しております。ですから、用地の確保についても、今、一生懸命取り組んでいらっしゃるようですけれども、そのときに、「ここへ」という具体的な用地を示せるように、頑張りたいということをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

(中小企業近代化資金特別会計について)

白壁委員

前島委員の関連でございますが、先ほど、RCCの関係の御答弁をいただいたわけですが、努力しているということは認めます。努力というのは、した後に結果が出て初めて評価されるものでありまして、その結果が出るにも、制度的、仕組み的なものがあるので、なかなか時間がかかることもあるのですが、先ほど

のお話の中で、今、株式会社整理回収機構の方で、一生懸命対処しているということでもあります。

それにしましても、委託したらそれでいいというだけではなくて、やはり我々の方も詳細をわかっていなければならないと思います。そういう中で、現状、例えば一番大きかったのはA社ですね。この会社がスタートだったと思うのですが、その会社について、RCCの方でどのようなところまで動いているのか。例えば、まずそこには保証人がいるわけです。保証人の債務があって、その後、そこでの資産についての売却、いわゆる競売をかけたりするわけですね。こういうところの状況がどのようになっているのか、細かいところまでお教えいただければと思います。

岩波商業振興金融課長

今の御質問につきましては、味のふるさと協業組合ということでよろしいでしょうか。これについて、具体的に今、どういった整理、処理がされているかということだと思いますので、それについて御説明を申し上げます。

これにつきましては、先ほど申し上げましたように、今年度当初予算で、債権管理回収業務を整理回収機構に委託しております。味のふるさと協業組合につきましては、既に破産をしております。一宮明和株式会社というところがその債務55億3,000万円とあわせて工場建物、それから工場供用物、いわゆる施設設備を引き受けて、それを生産会社に貸し付けて稼働することによって、その賃借料を受け取り、引き受けた債務の弁済をしていくということでありましたけれども、それにつきましても債務の返済が滞ったということで、回収を専門機関に委託したということでございます。

具体的に、ことしの4月以降どのようになっているかということでございますけれども、今、委員がおっしゃられましたように、まず機構としては債務者であります一宮明和株式会社に対しまして任意売却、一宮明和株式会社が所有をしている土地、建物、工場供用物等について、第三者に任意の整理で売却をすることによって、債権の一定の部分を返却するという方法はどうかという提案をいたしましたところ、それについては交渉が不調になりました。相手方の同意が得られなかったということでございます。

それを受けまして8月28日に、同機構によりまして、抵当物件の競売の申し立て、それから先ほど申し上げましたように、生産会社と債務の引き受け会社、一宮明和株式会社との間の賃料で返済というスキームもございましたので、その賃料債権の差し押さえの申し立て等を行いました。今申し上げましたように、8月末の申し立てでございましたので、その手続が現在、進行をしているところでございます。

今、法的な手続はそういうところでございますけれども、連帯保証人の手続につきましては、それぞれ資産調査等を進めておりまして、それが済み次第、それぞれと交渉に入っていくという段取りで進めているところでございます。

白壁委員

そこまで細かく答弁いただければ、こんな話、しなかったのですけれども、いずれにしても連帯保証人は最終ですか。その会社が返済できないという形になって、でも、倒産しているわけですから、RCCが入って、この会社を整理して、そして資産を売却して、それを再建させて、再建できない場合には、最終的にその数名の保証人がその債務をすべて引き受けるというのが仕組みだと思うんですね。

先ほど、課長さんのお話ですと、今、資産を確認しているということでありましたけれども、資産は当初確認して、この方の保証人の資産はこれだけあるから

大丈夫だということではなかったのでしょうか。それから数年たっているから、資産が売却されたり、資産が目減りしているから、その確認という意味でしょうか。

岩波商業振興金融課長

事がここまで及んできておりまして、実質的に破綻をしております、RCCの債権管理回収計画によりますと、いわゆる再建ということはないので回収を進めるんだという計画をいただいております、それに基づいて手続を進めております。

したがって、今、委員さんからお話がありました、保証人に対しても長期に進めていくわけですが、今現在の資産について、強制執行という法的な手段があるのかどうかということは、これから詰めていかなければいけないのですけれども、私的整理ということで協議していくことについても、今現在の資産の状況を精査しなければいけないということで、協議の前提として整理をしているということでございます。

白壁委員

いずれにしても、比率割合はいろいろなパターンがあって、すべてが我々県民の血税だとは言いませんけど、相当な金額が我々の血税というか、そういう資産の中からも出さなければいけないということもありますので、ぜひこれは厳しく、RCCに委託したからRCCに任せておけばいいではなくて、皆さんも中に入り込んでいって、債権者も債務者もいて、それは県民かもしれないけど、強い意思のもとに的確に判断しながら対処していただきたいと思います。

岩波商業振興金融課長

冒頭、前島委員の際にもお答えをしたように、不退職の決意で取り組んでまいり所存でございます。

それで、1点、お話をさせていただきたいのですけれども、整理回収機構との契約の際にも十分念を入れて確認をされたのは、窓口を2つにすることは、整理回収機構としてはできない。それは、微妙なニュアンス等によっても債務者に対して食い違いが発生してしまう。そうするとやはりこういう微妙な問題については解決が非常に困難になる場面もある。経験的にそういうことを持っているので、ぜひ対応の窓口は整理回収機構に一本化させてほしいということを契約の際にも言われておりまして、相互に確認をしております。そのようなこともございますので、相手方に対して窓口は一本化をということで進めておりますし、今後ともそういう方向で進めてまいりたいと考えております。

(中小企業対策について)

渡辺副委員長

1点だけお伺いさせていただきたいと思います。

商の7、決算報告書の107ページ。中小企業対策として資金対策費というのがあり、平成19年度に50億円の対策費が予算として盛られておりますけれども、執行されたのは15億2,500万円。執行残として34億7,500万円ということですが、実際に中小企業の現場では資金がなくて困っているような現状です。県がこれだけ予算を組んだにもかかわらず、執行残の方が圧倒的に多い原因について、県としてはどのように把握しているのかお伺いしたいと思います。

岩波商業振興金融課長

50億円に対して15億円の執行ということでございますが、これにつきまして

ては、短期事業資金でございまして、県が予算上、50億円準備をいたしまして、金融機関に預託をして融資をしております。基準金利1.9%で、短期事業資金という名前のとおり、6カ月の期限という資金でございます。

これにつきましてはだんだん年を追うに従って、利用が減っておりますが、昨年はこのような3分の1程度という状況になっておりますが、この原因としては、もう一方にある商工業振興資金につきましては昨年度、予算いっぱい使わせていただけたということで、そちらの方が期間的にも長期でありますし、利率的にも、今、1.9%と申し上げましたけれども、例えば原油原材料等の高騰による今回の緊急融資等につきましては、同様な利率で10年という長期の設定がされておりますので、やはり条件的にそちらの方がメリットがあるという判断が借り手の方にもあったように考えております。

そのようなことが大きな原因かと思えますけれども、やはり、もともとが既存事業に対して対応するというので、そういう需要に対してもある程度応えていかなければならないし、現下のこういう状況であれば、やはりそういう利用者の方にも準備をしておく必要もあるということで、こういう現状の利用状況ではございますが、残しているということでございます。

渡辺副委員長

今、説明を聞いているとそれはよくわかるのですが、今後はどのような取り組みをしていくのか。ちょっと今触れましたけれども、この資金対策費は継続して残すということでしたけれども、感触として、需要の見込みはどうかですか。

岩波商業振興金融課長

以前の状況を見ると、金融機関でも利用の偏りがあって、比較的小規模な利用に偏っているということもございます。したがって、先ほども申し上げましたように、現在の経済状況の中であれば、やはりそういった信用等の問題で、こういった資金を活用していただくという階層もありますので、それに対する対応として、昨年度はこういう状況でしたけれども、やはりいつ何時、利用がふえるかもわからないということで、ちょっと予測不能な経済情勢の中で、これから来年度の予算の編成があるわけでございますけれども、財政当局ともこの規模で進めていきたいという方向で対応してまいりたいと考えております。

渡辺副委員長

金利も非常に安いし、使いやすいのだろうという思いがあります。企業にとっては年末年始と短期の金融対策として非常にありがたいわけですがけれども、貸し出しの条件が厳し過ぎるのかなと思うところもあるんですけれども、そうしたところの緩和などというものを考えながら、もう少し企業に使っていただきたいという思いもあるんです。そういうことについては、銀行の考え方もあるとは思いますが、特に、ことしは、去年の決算の話ですがけれども、非常に厳しい数字があるわけですね。その辺も窓口を広げた取り組みということも必要かなと思うのですが、最後にそのようなところを伺っておきたいと思っております。いかがでしょうか。

岩波商業振興金融課長

PRにつきましては、いわゆる制度資金の大どころでございます商工業振興資金と合わせて、そういった短期の資金の貸し付けも準備しているということと、さまざまなメディアを使って、または金融機関や商工団体等に対しましてPRしていきたいと考えています。

それから、金利の話ですが、いわゆる信用保証協会の保証がないという金利でございまして、保証がつけば金利が1.6%まで最大下がるわけ

ですが、そうすると、今、保証手続も短くするように努めているわけですが、とはいっても手続的に長くなりますので、その辺は資金の必要性の期間の話と利率の話で、0.3%の差が、借り入れ者にとってそれほど現状は重くないということで、保証なしの方が圧倒的に多いわけですが、その辺のところも、保証がつけばこのように減少が見込まれるということも合わせてPRをやるつもりであります。

その他

- ・委員長報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

決算特別委員長 保 延 実